

消防団員の処遇改善について

令和5年2月9日
総務部

1 趣旨

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」及び「消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）」等を踏まえ、消防団員の処遇改善を実施することとし、内容を説明するもの。

2 消防団の現状

(1) 全国の消防団の現状

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であるが、令和4年4月1日現在の消防団員数は約78万4千人と、前年から2万人以上減少し、初めて80万人を下回るという状況であり、極めて憂慮すべき事態となっている。

(2) 盛岡市消防団の現状

団員数は、定数1,499人に対して1,079人（令和4年4月1日現在）で、充足率が72.0%となっており、団員確保が喫緊の課題となっている。

3 これまでの検討経過

市消防団において、令和3年12月に「消防団員年額報酬等に関するワーキンググループ」を設置し、令和4年6月までに5回開催し、処遇改善（案）を取りまとめ、市に要望した。

なお、今回、実施する処遇改善の内容は、要望に沿った内容となっている。

4 処遇改善の主な内容

(1) 年額報酬の額【見直し】

次のとおり、団員及び班長の年額報酬の額を改定する。なお、部長以上の職については、県内他市町村の状況も踏まえ、現行額とする。

区分	改正前	改正後
班長	33,900円	41,000円
団員	24,000円	36,500円

(2) 出動報酬の額【費用弁償から移行】

次のとおり、費用弁償を廃止し、出動報酬とするとともに、出動報酬の額を定める。

区分	改正前 (費用弁償)	改正後 (出動報酬)	
災害出動をしたとき	2,400円/回	4時間未満	4,000円/日
		4時間以上	8,000円/日
防火点検、警備、講習、訓練等 をしたとき	2,400円/日	3,000円/日	

(3) 支給方法【見直し】

報酬は団員個人に対し、市から直接支給する。

(4) 団・分団の運営に必要な経費の取扱い【新規】

年額報酬の支給方法の見直しに合わせ、団・分団の運営に必要な経費（消防団運営費）を新たに措置する。

- ・コミュニティ消防センター（27箇所）の維持管理費
- ・消防屯所（77箇所）の維持管理費
- ・消防団運営経費（団本部及び分団運営費（会議等関係費、消防団員被服・装備費等））

5 関係条例の改正

(1) 条例名

盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例（昭和32年条例第3号）

(2) 主な改正内容

ア 本部付班長、分団班長及びその他の消防団員の年額報酬の額を改める。

イ 災害出動などをしたときの「費用弁償」を廃止し、「出動報酬」とするとともに、出動報酬の額を定める。

ウ 出動報酬の支給時期を、翌月支給から四半期ごとの支給に改める。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

6 今後のスケジュール

令和5年2月 消防団への説明

3月 3月議会に条例改正案提出

4月 条例施行（処遇改善実施）